

池田泉州銀行でんさいネットサービス

のご利用にあたって

I	でんさいネットサービスのご利用にあたって	・・・	1
II	手数料の詳細について	・・・	2
	① 発生記録請求手数料	・・・	3
	② 譲渡記録請求手数料	・・・	4
	③ 分割譲渡記録請求手数料	・・・	5
	④ 口座間決済手数料	・・・	6
	⑤ 単独保証記録請求手数料	・・・	7
	⑥ 変更記録請求手数料	・・・	8
	⑦ 支払等記録手数料	・・・	9

＜ご不明な点は下記までお問合せください＞

「池田泉州銀行でんさいネットサービス」専用ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-110328

(受付時間：銀行営業日 9時～18時)



池田泉州銀行

(2023年1月10日現在)

I でんさいネットサービスのご利用にあたって

このたびは「池田泉州銀行でんさいネットサービス」をお申込みいただき、誠にありがとうございます。
手数料、ご利用時間帯等について、以下のとおりご案内させていただきます。

1. 手数料

- 池田泉州銀行でんさいネットサービスのご利用に際して、お客さまに手数料をご負担いただきます。
詳細については、次頁以降をご覧ください。

2. サービスご利用時間帯

- 法人向けインターネットバンキング「インターネット EB」によって、池田泉州銀行でんさいネットサービスのご利用できる日および時間帯は以下のとおりです。

平日（銀行営業日）、土・日・祝（※）とも以下のとおりです。

8:00 ~ 15:00	当日取扱いの記録請求、翌日以降の予約記録請求ともご利用いただけます。
15:00 ~ 21:00	翌日以降の予約記録請求のみご利用いただけます。

※ 毎月第2土曜日、12月31日～1月3日、5月3日～5日は利用不可。

3. その他

- 「インターネット EB」によって当日取扱いの記録請求を希望される場合は、15時までに手続きが完了していることが必要ですので、充分ご注意ください。
- 池田泉州銀行でんさいネットサービスで、「でんさい割引」をご利用される場合は、以下の点にご留意ください。

- ◇ 「割引」のお申込みにあたっては、「インターネット EB」によるパソコン画面で申込入力を行っていただくとともに、都度お取引店に「電子記録債権割引依頼書」をご提出いただく必要があります。
- ◇ お申込みから割引希望日までには所定の期間が必要となりますので、ご注意ください。
（所定の期間については、お取引店窓口にお問合せください）
- ◇ 「割引」の際には、当行に対して、割引対象のでんさいを譲渡していただくこととなりますので、次頁の譲渡記録請求手数料が必要となります。

以上の記載内容は将来的に変更が生じることもございますので、予めご了承ください。

II 手数料の詳細について

- 池田泉州銀行でんさいネットサービスは、インターネットバンキング「インターネットEB」を通じてのお取扱いとなります。ここでは「インターネットEB」を通じてお取引いただいた場合に、お客さまにご負担いただく以下の手数料についてご説明いたします。
- なお、池田泉州銀行でんさいネットサービスの最新の手数料の金額は、池田泉州銀行の店頭またはホームページに表示いたします。また、手数料は、利用者の皆さまに事前に通知することなく変更することがございますので、何卒ご了解ください。

(2023年1月10日現在)

		1件あたり手数料 (税込み)
発生記録請求 [予約を含みます]	当行本支店宛	330円
	他行宛	660円
譲渡記録請求 [予約を含みます]	当行本支店宛	330円
	他行宛	660円
分割譲渡記録請求 [予約を含みます]	当行本支店宛	330円
	他行宛	660円
口座間決済		220円
単独保証記録請求		660円
変更記録請求		660円
支払等記録請求		660円

(その他の手数料は池田泉州銀行ホームページ [<http://www.sind-bk.jp>] でご確認ください)

- 「当行本支店宛、他行宛」とは・・・
発生記録、譲渡記録、分割譲渡記録については、お客さまの取引の相手方が、でんさいの決済口座を池田泉州銀行の本支店に指定される場合(＝当行本支店宛)と、他の金融機関に指定される場合(＝他行宛)で手数料が異なります。
- 「決済口座」とは・・・
でんさいの支払期日が到来したときに資金が入金される口座、でんさいの支払期日が到来したときにでんさい資金が引落しされる口座をいいます。
- 「手数料の引落日」とは・・・
手数料は、原則として毎月20日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、前月発生分を一括して、お客さまが指定された手数料引落口座から引落しいたします。
- 「手数料引落口座」とは・・・
手数料引落口座は、池田泉州銀行でんさいネットサービスの利用申込時にご提出いただいた「池田泉州銀行でんさいネットサービス利用申込書」の右上の「決済口座①」にご記入された口座となります。
でんさいの発生記録時に指定した決済口座が「決済口座②」であっても、当該でんさいの手数料は、手数料引落口座である「決済口座①」からの引落しとなります。

① 発生記録請求手数料

1. 発生記録とは

- 手形の「振出」に相当する電子記録です。
- でんさいの発生記録請求には「債務者請求方式」と「債権者請求方式」の2種類があります。

2. 「債務者請求方式」と「債権者請求方式」について

(1) 債務者請求方式

- 債務者請求方式は、債務者からでんさいの発生記録請求を行う方式です。
- 債務者請求方式は、債務者側からの発生記録請求のみで、でんさいが成立します。

(2) 債権者請求方式

- 債権者請求方式は、債権者からでんさいの発生記録請求を行う方式です。
- 債権者請求方式は、債権者からの発生記録請求のみではでんさいは成立せず、発生記録日（債務者が発生記録の通知を受けた日）を含めて5営業日以内での債務者の承諾が必要となります。債務者が承諾することで、発生記録日に遡ってでんさいが成立します。
- 発生記録日（または発生予定日）を含めて5営業日以内に債務者からの承諾がない場合は、当該でんさいは不成立になります。

3. 手数料

- お客さまの取引の相手方が、当該でんさいの決済口座を、池田泉州銀行の本支店に指定される場合（＝当行本支店宛）は、1件あたり330円（税込み）となります。
- お客さまの取引の相手方が、当該でんさいの決済口座を、他の金融機関に指定される場合（＝他行宛）は、1件あたり660円（税込み）となります。

4. 手数料を負担される方

- 発生記録請求者にご負担いただきます。
- 債務者請求方式の場合は債務者、債権者請求方式の場合は債権者にご負担いただきます。必ずしも債務者負担と限りませんのでご注意ください。

5. 手数料のカウント

(1) カウント時期

お客さまが発生記録請求（または予約請求）を行った時点でカウントされます。

(2) ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが債務者請求方式ででんさいを発生記録請求した後に、お客さまの取引の相手方である債権者が当該でんさいを取消した場合
 - ◇ 一旦発生記録が成立したことになるので、手数料がカウントされます。
- お客さまが債権者請求方式ででんさいを発生記録請求した後に、お客さまの取引の相手方である債務者が発生記録日を含めて5営業日以内に承諾しなかった場合
 - ◇ 発生記録は結果的に不成立になりますが、でんさいネット社で一旦発生記録請求を受付けたことになるため、手数料がカウントされます。

② 譲渡記録請求手数料

1. 譲渡記録とは

- 手形の「裏書」に相当する電子記録です。
- でんさいを譲渡する場合は、譲渡記録と同時に保証記録が伴いますので、これにより当該でんさいを保証していただく取扱いになります。すなわち、当該でんさいの債務者が支払期日に支払えなかった場合（「支払不能」といいます）は、でんさいを譲渡したお客さまは、取引の相手方である譲受人に対して支払義務を負うことになります。
- 債権者利用限定特約を締結したお客さまがでんさいを譲渡する場合であっても、当該でんさいを保証する取扱いになります。
- でんさいの全額を「でんさい割引」「でんさい譲渡担保」にご利用される場合（※）、当該でんさいは当行に譲渡していただくことになるため、譲渡記録請求手数料（当行本支店宛）が必要となります。
※ 当行所定の審査がございます。

2. 手数料

- 譲渡記録には保証記録が伴いますが、手数料は譲渡記録請求手数料としての課金となり、保証記録請求手数料が別途課金されることはありません。
- お客さまの取引の相手方である譲受人が、当該でんさいの決済口座を、池田泉州銀行の本支店に指定される場合（＝当行本支店宛）は、1件あたり330円（税込み）となります。
- お客さまの取引の相手方である譲受人が、当該でんさいの決済口座を、他の金融機関に指定される場合（＝他行宛）は、1件あたり660円（税込み）となります。

3. 手数料を負担される方

- 譲渡記録請求者（＝でんさいを譲渡する方）にご負担いただきます。

4. 手数料のカウント

（1）カウント時期

- お客さまが譲渡記録請求（または予約請求）を行った時点でカウントされます。
- 「でんさい割引」「でんさい譲渡担保」をご利用される場合は、お客さまがインターネットE Bを通じて「融資申込」操作を行い、当行で融資手続が完了した時点でカウントされます。

（2）ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが譲渡記録請求した後に、お客さまの取引の相手方である譲受人が当該でんさいの譲渡記録を取消した場合
 - ◇ 一旦譲渡記録が成立したことになるので、手数料がカウントされます。

③ 分割譲渡記録請求手数料

1. 分割譲渡記録とは

- でんさいを2つに分割して片方を譲渡する電子記録です。
- 分割のみの電子記録はできません（必ず譲渡記録を伴います）。また同時に3つ以上に分割することもできません。
- 分割譲渡記録される「子債権」の債権額は1円以上とする。
- でんさいを分割譲渡する場合は、分割譲渡記録と同時に保証記録が伴いますので、これにより当該でんさいを保証していただく取扱いになります。すなわち、当該でんさいの債務者が支払期日に支払えなかった場合（「支払不能」といいます）は、でんさいを譲渡したお客さまは、取引の相手方である譲受人に対して支払義務を負うことになります。
- 債権者利用限定特約を締結したお客さまがでんさいを譲渡する場合であっても、当該でんさいを保証する取扱いになります。
- でんさいの一部を「でんさい割引」「でんさい譲渡担保」にご利用される場合（※）、当該でんさいは当行に分割譲渡していただくことになるため、分割譲渡記録請求手数料（当行本支店宛）が必要となります。
※ 当行所定の審査がございます。

2. 手数料

- 分割譲渡記録には保証記録が伴いますが、手数料は分割譲渡記録請求手数料としての課金となり、保証記録請求手数料が別途課金されることはありません。
- お客さまの取引の相手方である譲受人が、当該でんさいの決済口座を、池田泉州銀行の本支店に指定される場合（＝当行本支店宛）は、1件あたり330円（税込み）となります。
- お客さまの取引の相手方である譲受人が、当該でんさいの決済口座を、他の金融機関に指定される場合（＝他行宛）は、1件あたり660円（税込み）となります。

3. 手数料を負担される方

- 分割譲渡記録請求者（＝でんさいを分割譲渡する方）にご負担いただきます。

4. 手数料のカウント

（1）カウント時期

- お客さまが分割譲渡記録請求（または予約請求）を行った時点でカウントされます。
- 「でんさい割引」「でんさい譲渡担保」をご利用される場合は、お客さまがインターネットEBを通じて「融資申込」操作を行い、当行で融資手続きが完了した時点でカウントされます。

（2）ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが分割譲渡記録請求した後に、お客さまの取引の相手方である譲受人が当該でんさいの譲渡記録を取消した場合
 - ◇ 一旦分割譲渡記録が成立したことになるので、手数料がカウントされます。

④ 口座間決済手数料

1. 口座間決済とは

- でんさいが支払期日になると、でんさい決済金が債務者の決済口座から引落としされた後、最終債権者（でんさいの受取人）の決済口座に自動送金により入金されます。この決済を「口座間送金決済」といいます。

2. 手数料

- 1件あたり220円（税込み）です。

3. 手数料を負担される方

- でんさいの最終債権者（でんさいの受取人）に負担いただきます。

4. 手数料のカウント

（1）カウント時期

- 口座間決済手数料は、他の手数料のように電子記録請求に対するカウントではなく、でんさいが口座間送金決済される時点でカウントされます。
- 支払期日を迎えたものの支払不能（手形でいう「不渡」に相当します）により、でんさい決済金が入金されない場合は、手数料はカウントされません。

（2）ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- でんさいの支払期日当日に、口座間送金決済されたでんさい決済金を組戻しする場合
 - ◇ でんさい決済金が入金したことになるので、手数料がカウントされます。

⑤ 単独保証記録請求（※）手数料

※ 譲渡記録を伴わない保証記録のため、「単独」保証記録と表示します。

1. 単独保証記録とは

- 譲渡記録を伴わない保証のみの電子記録です。
- 単独保証記録は、債権者から単独保証記録請求をすることになります。保証人になる方が自ら記録請求を行うことはできません。
- 単独保証記録は、債権者からの単独保証記録請求のみでは成立せず、単独保証記録日（保証人になる方が単独保証記録の通知を受けた日）を含めて 5 営業日以内での保証人の承諾が必要となります。保証人が承諾することで、単独保証記録が確定します。

2. 手数料

- 1 件あたり 660 円（税込み）です。

3. 手数料を負担される方

- 単独保証記録請求者（債権者）にご負担いただきます。

4. 手数料のカウント

（1）カウント時期

お客さまが単独保証記録請求を行った時点でカウントされます。

（2）ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが単独保証記録請求した後に、お客さまの取引の相手方が保証記録日を含めて 5 営業日以内に承諾しなかった場合
 - ◇ 単独保証記録は結果的に不成立になるものの、でんさいネットで一旦単独保証記録請求を受付けたことになるため、手数料がカウントされます。

⑥ 変更記録請求 (※) 手数料

- ※ ここでは、インターネットEBを通じて取扱いが可能な変更記録についてご説明します。
インターネットEBを通じて取扱可能な変更記録は、変更記録の対象となるでんさいの利害関係者が債務者と債権者の2名しかいない場合のみです。

1. 変更記録とは

- でんさいの「支払期日」「債権金額」「譲渡制限有無」を変更または、でんさいを削除する場合の電子記録です。
- 変更記録請求が可能なのは、譲渡記録や単独保証記録等がない、発生記録のみのでんさいに限ります。
- 変更記録は、債権者と債務者のどちらからの記録請求も可能ですが、変更記録日（相手方が変更記録の通知を受けた日）を含めて5営業日以内での相手方の承諾が必要となります。相手方が承諾することで、変更記録が確定します。

2. 手数料

- 1件あたり660円（税込み）です。

3. 手数料を負担される方

- 変更記録請求者にご負担いただきます。債権者が変更記録請求した場合は債権者、債務者が記録請求した場合は債務者にご負担いただきます。

4. 手数料のカウント

(1) カウント時期

お客さまが変更記録請求を行った時点でカウントされます。

(2) ご注意いただきたい点～次のような場合もカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが変更記録請求した後に、お客さまの取引の相手方が変更記録日を含めて5営業日以内に承諾しなかった場合
 - ◇ 変更記録請求は結果的に不成立になるものの、でんさいネットで一旦変更記録請求を受付けたことになるため、手数料がカウントされます。

⑦ 支払等記録手数料

1. 支払等記録とは

- でんさいを弁済した旨の電子記録です。
- でんさいは期日になると口座間送金決済により弁済され、この支払等記録はでんさいネット社側で自動的に記録されますので、通常はお客さまが支払等記録請求する必要はございません。
- ただし、何らかの事情により、口座間送金決済以外の方法ででんさいが弁済された場合は、お客さまの記録請求により支払等記録を行うことができます。
- お客さまが行う支払等記録には「支払いを行ったことによる支払等記録」と「支払いを受けたことによる支払等記録」の2種類があります。

2. 「支払いを行ったことによる支払等記録」と「支払いを受けたことによる支払等記録」について

(1) 「支払いを行ったことによる支払等記録」

- 「支払いを行ったことによる支払等記録」請求は、債務者からの電子記録請求です。
- 支払等記録は債務者からの記録請求のみでは成立せず、支払等記録日（債権者が支払等記録の通知を受けた日）を含めて 5 営業日以内での債権者の承諾が必要となります。債権者が承諾することで、支払等記録が確定します。
- 支払等記録日（債権者が支払等記録の通知を受けた日）を含めて 5 営業日以内に債権者からの承諾がない場合は、当該支払等記録は不成立になります。

(2) 「支払いを受けたことによる支払等記録」

- 「支払いを受けたことによる支払等記録」請求は、債権者からの電子記録請求であり、相手方である債務者からの承諾は不要です。

3. 手数料

- 1 件あたり 660 円（税込み）です。

4. 手数料を負担される方

- 支払等記録請求者にご負担いただきます。
- 「支払いを行ったことによる支払等記録」請求の場合は債務者、「支払いを受けたことによる支払等記録」請求の場合は債権者にご負担いただきます。

5. 手数料のカウント

(1) カウント時期

お客さまが支払等記録請求を行った時点でカウントされます。

(2) ご注意いただきたい点～次のような場合にもカウントされますのでご注意ください。

- お客さまが「支払いを行ったことによる支払等記録」の電子記録請求した後に、お客さまの取引の相手方である債権者が支払等記録日を含めて 5 営業日以内に承諾しなかった場合
 - ◇ 支払等記録は結果的に不成立になりますが、でんさいネット社で一旦支払等記録請求を受付けたことになるため、手数料がカウントされます。